

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2006. 6.10発行〈通巻第359号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部を設立
ニチアス・竜田工業の勝手は許さない! 2
- パン焼き釜でアスベスト曝露
洋菓子職人に発症した中皮腫を労災認定 ひょうご労働安全センター 10
- 2006年夏期一時金カンパへのご協力のお願い 12
- 製造業元方事業者に下請事業者との連絡調整義務
改正労働安全衛生法を読む① 13
- 韓国からのニュース 17
- アスベスト報道ダイジェスト2006年5月 18

5月の新聞記事から／19
表紙／ニチアス王寺工場（奈良・王寺町）

'06 6

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部設立

ニチアス・竜田工業の勝手は許さない！ 奈良県に対しても申し入れ

5月21日、奈良県王寺町において、患者、家族をはじめ50名が出席し、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部」の設立集会が開かれた。

集会では、まず、家族の会副会長の古川和子氏が「やっと奈良支部が設立できることになった。今後、地元の人たちと協力してニチアスなどに対する運動を強めていきたい。」とあいさつした。

地元で支援に立ち上がった山本直子元斑鳩町議は「地元住民として頑張っていきたい」と力強く語り、高柳忠夫奈良県議（民主党）からも「ともに取り組んでいいきたい」と決意表明があった。

ニチアス（王寺町）、竜田工業（ニチアス子会社、斑鳩町）周辺に居住し中皮腫を発

症、死亡した方の遺族をはじめ、両社による健診で「胸膜plaques」や「石綿肺疑い」との診断を受けて、経過観察とされた周辺住民、元労働者の参加者から、会社の対応への批判の声が続出、健診で大量に確認されたこうした被害（企業や行政は「有所見者」というレッテルを貼り、「被害」として認めようとしていない）について取り組んでいくことが重要であることが確認された。

また、奈良県内に在住している患者と家族の会の会員も参加し、今後、協力して問題に取り組んでいこうと話し合った。

患者と家族の会からは、尼崎、関東、大阪からも会員がかけつけ、奈良支部設立を喜ぶとともに共に頑張っていこうと力強いエールが送られた。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

- 1部：800円 ●購読会費：1部年額10,000円
- 申し込み：全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881
E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:<http://www.jca.apc.org/joshrc/>

鋭く行政申し入れ

設立集会後の支部事務局会議で「行政の対応がまったくないのは大問題。できるだけ早く奈良県にアスベスト問題に積極的に取り組むよう申し入れよう」と衆議一決し、高柳県議（厚生委員長）の紹介で、6月8日、奈良県への申し入れが実現した。

その間、ニチアス・竜田周辺住民に石綿関連疾患が多発していることが明らかになった。

ニチアスの奈良・王子、岐阜・羽島、静岡・袋井の3工場で計76名、竜田工業では44名にもものぼっていたのである。

県からは、環境政策課、健康増進課、医務課の課長、課長補佐の実務責任者が出席し、家族の会からは、古川和子副会長、中村實寛、吉崎和美、庄田誠次、山本直子、高柳県議、片岡が参加した。

同時に、県知事宛の申し入れ書を提出し、近隣自治体の中皮腫等疫学調査、ニチアス・竜田工業からの健診データの取得、両社の情報公開などについて支部の意見を伝え、県のこれまでの対応と今後の対策について議論を行った。

2時間以上の話し合いの中で、県側は、支部の申し入れの趣旨に理解を示した。疫学調査にも積極的な発言がみられ、支部としては一定の期待をもつて交渉を終えた。



アスベスト被害

アスベスト（石綿）による中皮腫などの健康被害を受けた患者や、その家族・遺族たちの教養を自指す「中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会」の奈良支部が21日発足した。主に県内に住む患者や遺族ら約50人が、主寺町の地域交流センターで設立集会を開き、力を合わせて国や企業などに教養を求めいくことを決めた。

同会は04年2月に東京で結成され、支部の設立は全国で9カ所目。大手建材メーカー「ニチアス」の上寺工場（主寺町）の世話を務める古川和さんが「どの企業も謝罪の言葉もなく社会的責任を果たしていない。金賃が手を取り合って現状を変えていかなければ大きな拍手があがつる」と述べた。

県内ではこれまで、中皮腫で亡くなった人が3千人超とされる。主寺工場でアルバイトをしていたという無職の男性（88歳）は昨年、胸膜肥厚（胸膜ブラーク）と診断された。呼吸困難などの症状があるが、ニチアスから補償は受けられない。「個人で闘うのには限界がある。団結して誠

患者の会と奈良支部の設立集会

50人が団結

一千九百二十万円の救済金を本人や遺族に支払うことを決めた。

意ある対応を引き出した」と話した。
問い合わせは同支部（0745・75・3901）。

竜田工業

住民44人に健診手帳

石綿被災者「継続して結果確認」

アスベスト（石綿）製品を作っていた耐火材メーカー「ニチアス」（本社・東京都の子会社竜田工業）（奈良県斑鳩町）

2006年6月8日

奈良県知事 柿本善也 殿

中皮腫・アスベスト疾患・患者と
家族の会 奈良支部

奈良県のアスベスト問題に関する申し入れ

昨年6月、兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺で中皮腫患者が多発していること、同工場内部の多数の労働者が中皮腫、肺癌、石綿肺などの石綿関連疾患を発症していることが判明しました。これをきっかけに全国的に、これまで隠蔽されてきたアスベスト被害の実態が次々と明らかになり、奈良県においては、ニチアス（王寺町）、竜田工業（斑鳩町）において同様の実態があることがわかりました。

新聞報道等によれば、ニチアス、竜田工業が行ってきた健診（元従業員、従業員家族、出入り業者、周辺住民）の結果、石綿関連所見（胸膜ブラーク、石綿肺）を有する方が高率に存在していることがわかってきており、近隣住民については、ニチアス21名（110名中）、竜田工業44名（健診手帳交付者）にのぼっているとされています。

胸膜ブラークはアスベスト曝露に特有の所見とされているので、中間結果とはいえ、こうした健診結果は、近隣への石綿飛散がかつて深刻な状況であったことの証拠と考えられます。同時に、内部の被害者、今回の健診における元従業員、家族などの有所見者が多数にのぼっていることは、周辺への石綿飛散を招いた当時の劣悪な操業実態を物語っています。

したがって、すでに明らかになっている、職業的石綿曝露歴のない近隣住民における中皮腫患者発生と両工場との因果関係はおのずと明白と言わなければなりません。

ところが、ニチアス、竜田工業は、謝罪もせず、因果関係も認めないとあいまいかつ無責任な姿勢のまま、中皮腫等の被害者に対して「救済金制度」なるものを一方的に制定し、健診による有所見者に対しては定期的な健診を行って行くことを明らかにしています。

ニチアス、竜田工業は、被害に対する責任を認め被害者に対して謝罪し、誠意ある話し合いの上で補償を行うべきです。多くの有所見者に対しては健診サービスだけでなく、補償についても誠意ある対応がなされるべきです。また、胸膜ブラークが中皮腫や肺癌に変化することではなく、有所見者と同様の居住歴、曝露歴のある住民、労働者については同じ発がんリスクを負っていると考えるべきであることから、有所見者のみに健康管理手帳の交付などの健康管理対策を実施するというのではきわめて不十分であることが明かです。

以上のような現状にあって、地域住民の生活と健康に対して責任を有する奈良県の対応が十分であるように思えませんので、とりあえず以下の点について申し入れます。

- 1) ニチアス、竜田工業の健診結果は、加害企業によるものとはいえ、深刻な内容であることから、県による積極的な調査が実施されてしかるべきです。たとえば、尼崎市、兵庫県などでは国とともに死亡小票を活用した中皮腫に関する疫学調査が、不十分な面があるとはいえる実施されてきていますが、奈良県においては、こうした調査すらいまだに行われていません。ニチアス、竜田工業から詳細な健診データを提出させ、これを公表し活用しつつ、尼崎などの調査の不十分点を踏まえたより意味のある調査を早急に行うべきです。たとえば、ブラークなど有所見者に関して、近隣居住期間、居住地・距離についての分析することで有意義な情報が得られるはずです。
- 2) 中皮腫、肺癌は長期の潜伏期間を経て発症すること、胸膜ブラークなどの石綿関連所見についても曝露から相当の期間を経て発症することから、すでに周辺地域から転出した方のフォローと、そうした方々への情報提供が重要です。中皮腫発症者の中には県外在住者がいます。近隣小中学校などの卒業者への情報提供、県、町のホームページでのアスベスト情報掲載など、できることからはじめていただきたい。
- 3) ニチアスはホームページなどに社内の労災認定状況や石綿製品製造実績などに関する情報を掲載しています。しかし、周辺住民、元従業員・家族・出入り業者（これらもほとんどが奈良県民です）に深刻な被害を与えていた企業として、より詳細な、被害実態、操業実態の情報公開が必要です。たとえば、クボタは（決して十分とはいえない）、社内の被害について、工程別、従事年数別の被害者内訳、経年変化、使用石綿量推移、各製造工程における石綿使用の実態など、ニチアスに比較し、はるかに詳細な情報を開示しています。ニチアス、竜田工業について、詳細な情報開示を行わせ、これを県民に公開していただきたい。
- 4) ニチアス、竜田工業本体だけではなく、下請け企業について精査されるべきです。これらの企業についても2)が必要です。

以上。

※ 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 奈良支部
(連絡先・担当) 山本直子 斑鳩町服部2-17-21
TEL.0745-75-3901 FAX.0745-74-5827
古川和子 大阪市中央区内本町1-2-13ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

※ 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会ホームページ
<http://www.chuhishu-family.net/blog/index.shtml>

ニチアス鈴王寺工場における健康診断の実施状況について (5月10日現在)

区分	元従業員	従業員家族	関連会社	近隣住民	合計
健康診断申込数	406	51	12	110	579
1次検診者数	406	51	12	110	579
1次結果判明者数	406	51	12	110	579
異常なし	50	20	0	53	123
2次検診者数	356	31	12	57	456
2次結果判明者数	356	31	12	57	456
異常なし	35	10	2	32	79
要経過観察	232	17	5	18	272
石綿所見の疑い	54	1	5	3	63
他疾患の疑い	35	3	0	4	42

竜田工業 鋼 における健康診断の実施状況について (5月10日現在)

区分	元従業員	従業員家族	関連会社	近隣住民	合計
健康診断申込数	144	33	24	175	376
1次検診者数	133	30	23	161	347
1次結果判明者数	132	30	23	161	346
異常なし	48	11	9	69	137
2次検診者数	84	19	14	92	209
2次結果判明者数	73	13	13	91	190
異常なし	22	6	2	47	77
要経過観察	47	5	11	41	104
石綿所見の疑い	4	2	0	3	9
他疾患の疑い	0	0	0	0	0

注1) 上記の報告は、ニチアス鈴王寺工場及び竜田工業鋼において、独自に健康診断を実施された結果の報告による。 (健康診断の実施時期 : 平成17年7月中旬~平成18年4月下旬)

注2) 健康診断の結果は、検診時における健康状況を示す。

注3) 竜田工業鋼における1次、2次検診者数のうち、報告の取りまとめ時点で検診結果が判明していない者及び受診者の同意が得られない者を含むため、それぞれ検診結果判明者数とは一致しない。

注4) 1次検診 : 听診、聴診、直接X線撮影

2次検診 : CT(胸部)、血液検査、呼吸機能検査、喀痰検査

被害者、住民の手で

直接の話し合いで奈良支部に押しまくられた県側は、その後（やはり、といふか何というか）、話し合いには出てこなかつたアスベスト担当幹部が、調査実施についてあいまいな対応を見せ、ニチアス・竜田工業からのデータ提供とそれに基づく分析についても逃げ腰のようである。私たちとしては、いまさら国や行政に期待してはいない、いくら言つても何もしないのであれば批判しながら、私たち方はどんどん進めるだけなのである。そのような行政は見捨てられる。

県が明らかにした資料によると、胸膜プラークなどの石綿関連所見が確認された元従業員はニチアス王子工場286名、竜田工業51名にのぼっている。ニチアス羽島工場の数は明らかにされていないが、これを加えるとものすごい数になるだろう。資料中「石綿所見の疑い」とあるのは「石綿肺所見の疑い」とみられるが、これだけの数が本当にすべて「疑い」に止まっているだろうか。健診の判定がニチアス産業医によって行われていることは、判定の公正さに疑問を抱かせる理由になっている。

こうした資料にしても、周辺住民を含めて男女別の内訳すら伏せられている。県の消極姿勢がこんなところにも現れている。

ニチアスの工場は王子町のほかにも岐阜



ニチアス羽島工場と隣接する羽島市民病院（右）

県羽島市など4カ所ある。羽島工場の周辺では同様な被害状況が明らかになっており、健診で有所見とされた方々を中心に「アスベストに関する地域住民の会」が結成され活動を続けている。最近、周辺住民の中に中皮腫発症者が出ていることが明らかになり、危機感が募っている。そのうち1名は羽島工場の北側に隣接する羽島市民病院の元看護婦だということである。

奈良支部では、さっそく住民の会と連絡をとり、6月16日に羽島を訪れて会議を持ちもつた。今後、連携をとって活動を進めしていくことを確認した。

誠意ある対応を

ニチアス・竜田工業は、クボタの救済金制度を待って、独自の救済金制度を明らかにした。

クボタが昨年末の社長謝罪を受けた患者・

周辺住民、中皮腫で死亡

二チアス
羽島工場
「救済金」支払う方向

岐阜県羽島市の「二チアス
羽島工場」近くに住んでいた60代の男性が、中皮腫で死亡していたことがわかった。同工場は昨年秋にストップ調査を実施し、今年初めに名古屋大学附属病院（名古屋市昭和区）で中皮腫と診断された。これまで入院治療などを受けながら、5月に死んだ。

男性は、石綿暴露などに携わった経歴はない。

関係者によると、男性は、周辺住民を対象とした石綿被災者救済法（アスベスト新法）の認定を生前に申請している。二チアスは「男性側

では、一九四〇年から二〇〇〇年まで、保溫材やボンド製造などで石綿を使用していた。

二チアス羽島工場隣接で石綿被害 元看護師が公務災害申請

アスベスト（石綿）建材 岐阜県支部に申請した。

市民病院は工場北側に隣接し、一九六〇、七〇年代にかけて市民病院に勤務し、勤務中にアスベストを吸飲したこと

木義春市長は「公務災害として認められるかどうかが決まってからでないとなんとも言えない」としながらも、元看護師が病院敷地内の女子寮に六〇年代に居住していたこととを重視し、市は、過去の入寮者を調べ、元職員に対して健診を勧めるなどとが中皮腫の原因だと主張している。同病院関係者がたまることがあったと

元看護師がアスベストが原因とみられる中皮腫になつたとして、公務員の労災にあたる公務災害を地方公務員災害補償基金による。

二チアスは、二チアスを通じて石綿被災者救済法による被害認定も申請している。

支援団体との話し合いに基づき、最高4600万円としたのとは対照的に、社長の謝罪も話し合いもなく、二チアス3000万円、竜田工業2000万円と格差をつけた一方的なものであった。

これほど被害者をばかにしたものはない。奈良支部は、今後、二チアス、竜田工業に対して話し合いを求め、被害を受けた住民、労働者に対して加害企業としての責任を真剣に果たすよう要求していくことにしている。被害は中皮腫や肺ガンだけではない。石

綿肺、胸膜プラークの有所見者も被害者である点では同じであり、健診サービスを行うだけというのでは到底認められないと考えている。

企業と行政に対する取り組みはようやく端緒についたに過ぎないが、これほど明かな被害に対して、あいまいなことは決して許されない。

このことに企業と行政は早く気づくべきである。

パン焼き釜でアスベスト曝露 洋菓子職人に発症した中皮腫を 労災認定

ひょうご労働安全センター

パン・洋菓子職人として約50年間働き、04年6月に中皮種で亡くなった西本さんの労災が認定された。昨年11月末に申請し、この3月末に西宮労働基準監督署が支給決定し、申請から認定まで約4ヶ月というスピード認定であった。

◆西本さんの職歴

西本さんは、中学を卒業後山口県のパン屋で修行を積み、20歳からの10年間は神戸市内の3店で洋菓子職人として働き、30歳からの6年間は宝塚市内のホテルでパン・ケーキ職人として働いた。36歳で独立し、神戸市内で洋菓子店を開店したが、平成5年から10年間は長田区のパン会社に勤務。パン・洋菓子職人一筋に約50年間働いた。

01年6月頃に背中に痛みを感じ検査入院し、医師から悪性胸膜中皮腫と診断された。その後、兵庫医大で手術を行い回復に向かったが、04年6月30日に亡くなった。

◆労災申請の経過

05年11月28日、神戸西労働基準監

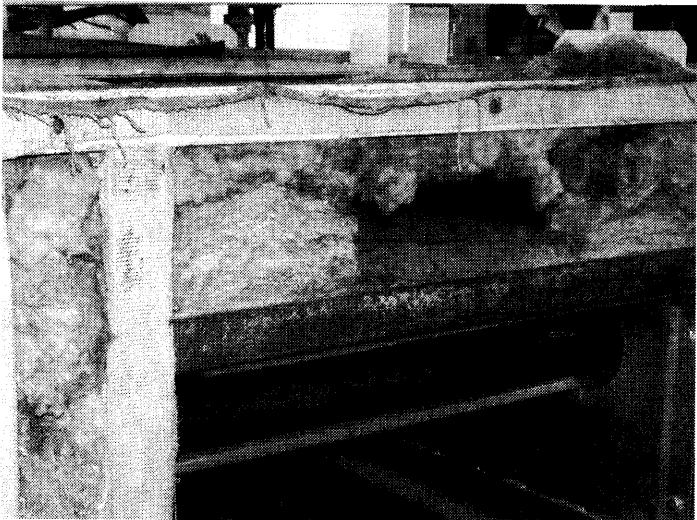
督署に、「パン・洋菓子職人として働いている際に、オーブン（釜）の開閉時に開口部に使用されていた石綿パッキンが飛散し、また耐熱手袋を使用し焼け焦げることで織り込まれていた石綿が飛散し、石綿を吸入し続けたことにより悪性胸膜中皮腫を発症した」と労災申請を行った。

長田区のパン会社からは「アスベスト曝露なしの証明」をもらい、自宅で使用していたオーブン（釜）の開口部に石綿パッキンの使用なし（同時期に開店した洋菓子店と同型のオーブンで確認）の証明を提出し、所轄の監督署が西宮労働基準監督署へと移ることとなった。

◆製菓・製パン機における石綿曝露

安全センターで調査を進めていく中で、製菓・製パン機のメンテナンスを行う会社の従業員と出会うことができた。そこで、石綿曝露の可能性について意見書を書いてもらい監督署に提出することにした。以下はその内容。

1) スチームによるオーブンの劣化



西本さんが使用したものと同型のオーブン

フランスパンなど、パンの表面を堅く焼くために、オーブンにはスチーム機能の付いているものがあります。ホテルでは、当然、このスチーム機能の付いたオーブンが使われていたと考えられます。このオーブンの場合、水蒸気を抜く穴がオーブンの側面に付いています。この穴の周辺部分は水蒸気が漏れることから劣化が最も激しく、側面の鉄板が錆びてボロボロになっていました。また、同様の理由で天板の劣化も著しく、天板も穴があいて石綿が剥き出しになっていました。

2) 開口部に石綿パッキン

また、20年以上も前のオーブンには、すべてと言っていいほど石綿を編んだパッキンが開口部に使用されていました。長期に使い続けると、その石綿を編んだパッキンが焼けていきます。また、オーブンのフタを閉じる時、バネの力でかなり強く「バタン」と閉まります。いずれも石綿の飛散を考えられます。

3) 他にも使われていた石綿

さらに、オーブン内の鉄板を取り出す際に使う耐熱性手袋にも石綿が使われていました。親指部分だけが分離した銀色の手袋が、何度か搬入されてきたオーブンの中にあるのを見たことがあります。かなり使用されていたようであり、その手袋は黒く焼け、先端部分がすり切れて石綿が見えていました。

4) 機器の搬入・搬出際の飛散

一般的には、厨房機器は入口よりも大きいため、搬入前に分解し、店舗内で組み立てることが多いのです。特に搬出の場合、解体時に石綿をかき出し、ビニール袋に入れて持ち出していましたので、厨房内に大量の石綿が飛散していたことも考えられます。

◆ 4.11 記者発表

今回の労災認定を受けて、安全センターと遺族は神戸労働会館において記者発表を行った。多くのマスコミを前に奥さんは「中皮腫という聞いたこともない病気にかかり、主人は『何でやろ』と言っていた。認定されて『お父さん、原因がわかったよ』とやっと報告できてうれしい」、娘さんは「父と同じような仕事で石綿関連の病になった人がいるなら労災申請してほしい」と呼びかけた。



2006年夏期一時金カンパへの ご協力のお願い

各位におかれましては、労働者・市民の諸権利を守り発展させる様々な取り組みにご奮闘のことと深く敬意を表しますとともに、関西労働者安全センターへのひとかたならぬ日ごろのご支援、ご協力に改めて厚く御礼申し上げます。

昨年6月末、クボタ尼崎旧神崎工場において40名以上の中皮腫死亡者を含む多数のアスベスト被災の実態があり、なおかつ、周辺住民にも被害が出ていることが報道されました。世間に与えた衝撃は非常に大きく、「中皮腫」という特殊なアスベストがんも、今では誰でも知っている病気になりました。救済のための法律である「石綿新法」は極めて不十分な内容に止まりましたが、多数の中皮腫、肺がんの患者、遺族が救済給付の申請を行っています。また、過去、労災時効により救済を受けられなかった遺族に対する特別給付も新設され、これも申請件数は多数に上っています。

アスベスト関連企業と国が隠してきた被害がようやく明らかになったきっかけは、クボタ旧神崎工場周辺の中皮腫患者を吉川和子さんら中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が見つけ出したことでした。クボタ報道以来、多くの相談が当センターにも殺到、その対応に追われる中で、クボタとの補償交渉を患者と家族の会、尼崎労働者安全衛生センターとともに進め、この4月、救済金制度のスタートにこぎつけました。

これによって一刻を争う療養中の中皮腫患者の救済に一定の目処はつきましたが、今後は肺がん、plerak、距離的により広い範囲の被害の救済などに取り組み、クボタのアスベスト公害の全容解明を進めていかなければなりません。そして、アスベスト被害にもっともさらされている建設関連労働者など様々な重要課題にも取り組んでいきたいと考えております。

一方、依然として3万人以上が自殺していることに象徴的に現れているように、労働者のいのちと健康をとりまく状況は問題が山積しています。過重労働による脳・心臓疾患、精神疾患、またじん肺、頸肩腕障害、腰痛、指曲がり症などの職業性疾患の問題、非正規労働者層の増加とともに「労災隠し」がさらに横行し、末端の建設労働者や外国人労働者が権利を奪われています。被災者の救済、労災認定・労災上積み・損害賠償請求による使用者責任の追及にも地道に取り組んでいきます。また、参加型安全衛生活動、労働安全衛生マネジメントシステムの活用による職場の安全衛生活動での職場環境の改善を図るため、関係労組、団体、専門家と一緒に協力を進めてまいります。

今後のこうした安全センター運動を進めていくため、誠に心苦しい限りではありますが趣旨をご理解いただき、今期カンパへのご協力を切にお願い申し上げます。

2006年6月

関西労働者安全センター運営協議会
議長 浦功
事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742
大阪労働金庫 梅田支店 普通 1340284

製造業元方事業者に下請事業者との連絡調整義務

改正労働安全衛生法を読む①

一緒に働いていても
安全衛生は別という不自然

少なくとも数十人規模以上の工場で、働いているのは直接雇用した人だけというところを探すのは難しい。塗装は専門の業者が工場内に設けられた建屋で仕事をしていて、溶接部門も協力会社がかなりの部分を受け持っているとか、組み立て作業のほとんどを構内下請業者が雇用する労働者がやっているなどというのもありふれたことである。べつに今どきの話ではなく、何十年も前から日本の製造業の現場はそのように運営されてきた。一つのものを作るために同じ構内で作業を分担しているけれど、違う会社に雇われていて労働条件も別という職場編成は普通のこととなっている。

ところが今年4月1日に改正労働安全衛生法が施行されるまで、工場自体を運営する元方事業者と下請事業者の関係について、少なくとも法律上、何も規制されてこなかった。わずかに第29条が元方事業者が請負事業者とその労働者に対する指導を義務付けているだけであった。しかもこの条文には罰則の規定はない。

第29条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、こ

の法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならぬ。

昭和60年に施行された労働者派遣事業法による「派遣労働者」なら別の事業者に雇用されても、使用者は同じ派遣先（=元方事業者）になるので労働安全衛生対策の対象となる労働者に組み入れられ、法律上スッキリしたが、下請事業者の下で働く労働者はやはり別の会社の人である。いくら混在して働く現状があっても、「連携」は法律上の義務ではなかった。

たしかに机上では製造業に労働者派遣は認められていないから（平成16年3月まで）、混在して働くような実態は法に反するもので、業態が下請構造となっている建設業のように罰則をつけて具体的に規制するのは矛盾ともいえたが、実態は近年の大規模製造業での重大災害多発という形で、切迫感をもって問題点が顕在化したといえよ

う。また、実際関西労働者安全センターが相談を受ける労災事故で、民事損害賠償請求に至った事例は、相当な割合で元方事業者を主要な相手方に選ぶケースが多い。

やっと明記された 元方事業者の責任

今度の労働安全衛生法改正では、ようやく製造業の元方事業者の責任を具体的に明記することになった。以下、その内容を見ることにする。

条文は次のようにになっている。

第30条の二 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する事業の仕事の発注者について準用する。この場合において、同条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事を二以上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項」とあるのは「次条第一項」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該

指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

まず第1項は、製造業の元方事業者は、直接雇用している労働者と下請事業者の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じなければならないとしている。

「同一の場所」について、行政通達による解説では次のように例示されている。

ア 化学工業関係

製造施設作業場の全域

用役（ユーティリティ）施設作業場の全域

入出荷施設作業場の全域

又は化学工業事業場の全域

イ 鉄鋼業関係

製鋼作業場の全域

熱延作業場の全域

冷延作業場の全域

又は製鉄所の全域

ウ 自動車製造業関係

プレス・溶接作業場の全域

塗装作業場の全域

組立作業場の全域

又は自動車製造事業場の全域

（「労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について」
基発第0224003号 平成18年2月24日）

すべての例示に「又は〇〇の全域」が付け加えられていることからすると、労働者が互いに接する場所的な固まりを大きくとらえたものといえるだろう。

「作業間の連絡及び調整」については、

① 各関係請負人が行う作業についての段取りの把握

② 混在作業による労働災害を防止するための段取りの調整

③ ②の調整を行った後における当該段取りの各関係請負人への指示

を元方事業者に実施するよう求めている。「段取り」の把握と調整、指示に責任を持つというわけである。また元方事業者は建設業等で義務付けられている措置と同じく、合図、標識、警報を統一し、関係請負人に周知させなければならないものとした。(労働安全衛生規則第643条の2から第643条の7まで)

そして第2項では、元方事業者が行わない仕事を分割発注等で2つ以上の事業者に請負わせるときに、そのうちの誰かが連絡調整等を実施するよう指名させる。

指名がされていないときは、第3項により労働基準監督署長が指名することになる。

製造業だけ? 法律効果は公正に及ぼさねば

さて、第1項は対象となる「元方事業者」について「製造業その他政令で定める業種に属する事業」と書いている。たしかに同一の場所において複数の事業場の労働者が働いているのは製造業だけではない。たとえば様々な大型設備の運転は、いろいろな業者に仕事を発注し、その組み合わせで稼動している。公共的な事業場であっても同様である。製造業と同じく、連絡調整が行き届かぬことにより労働災害が発生した事例は枚挙に暇がない。

ところが「その他政令で定める業種」については現在のところ何も定めていない。厚生労働省にたずねても、今のところ定める予定はないという。代表的な存在である製造業で義務付けることで法律効果をねらつ

たものということもできるが、労働基準の公正さを考えれば、早期に拡大する必要があるといえるのではないだろうか。むしろネガティブリスト化するぐらいでもよい規制であるようにも思えるのである。

製造業で実際にこの規定を設けた効果が今後どのようにあがるか、そして不足する大問題は何か、労働安全衛生法のさらなる宿題ができたということ也可能である。

労働安全衛生規則

(作業間の連絡及び調整)

第643条の2 第636条の規定は、法第30条の2第1項の元方事業者（次条から第643条の6までにおいて「元方事業者」という。）について準用する。この場合において、第636条中「第30条第1項第2号」とあるのは、「第30条の2第1項」と読み替えるものとする。

(クレーン等の運転についての合図の統一)
第643条の3 第639条第1項の規定は、元方事業者について準用する。

2 第639条第2項の規定は、元方事業者及び関係請負人について準用する。

(事故現場の標識の統一等)

第643条の4 元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一 有機則第27条第2項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない事故現場

二 電離則第3条第1項の区域、電離則第15条第1項の室、電離則第18条第1項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない場所又は電離則第42条第1項の

区域

- 三 酸欠則第9条第1項の酸素欠乏危険場所又は酸欠則第14条第1項の規定により労働者を退避させなければならない場所
2 元方事業者及び関係請負人は、当該場所において自ら行う作業に係る前項各号に掲げる事故現場等を、同項の規定により統一的に定められた標識と同一のものによって明示しなければならない。
3 元方事業者及び関係請負人は、その労働者のうち必要がある者以外の者を第1項各号に掲げる事故現場等に立ち入らせてはならない。
- (有機溶剤等の容器の集積箇所の統一)
第643条の5 第641条第1項の規定は、元方事業者について準用する。
- 2 第641条第2項の規定は、元方事業者及び関係請負人について準用する。
- (警報の統一等)
第643条の6 元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときには、次の場合に行う警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。
- 一 当該場所にあるエックス線装置に電力が供給されている場合
 - 二 当該場所にある電離則第二条第二項に規定する放射性物質を装備している機器により照射が行われている場合
 - 三 当該場所において火災が発生した場合

2 元方事業者及び関係請負人は、当該場所において、エックス線装置に電力を供給する場合又は前項第2号の機器により照射を行う場合は、同項の規定により統一的に定められた警報を行わなければならない。当該場所において、火災が発生したこと又は火災が発生するおそれのあることを知ったときも、同様とする。

3 元方事業者及び関係請負人は、第1項第3号に掲げる場合において、前項の規定により警報が行われたときは、危険がある区域にいるその労働者のうち必要がある者以外の者を退避させなければならない。

(法第三十条の二第一項の元方事業者の指名)

第643条の7 第643条の規定は、法第30条の2第2項において準用する法第30条第2項の規定による指名について準用する。この場合において、第643条第1項第1号中「第30条第2項の場所」とあるのは「第30条の2第2項において準用する法第30条第2項の場所」と、「特定事業（法第15条第1項の特定事業をいう。）の仕事」とあるのは「法第30条の2第1項に規定する事業の仕事」と、「建築工事における躯体工事等当該仕事」とあるのは「当該仕事」と、同条第2項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と読み替えるものとする。



図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断



中皮腫・じん肺・アスベストセンター〔編〕

怖がっているだけではもういけない！

1260円（税込み）朝日新聞社

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。

韓国からのニュース

■定量的危険性評価で労災『ゼロ』に挑戦 ／キム・カンイル産業環境研究所責任研究員「総合的で持続的な安全診断」

韓国労総産業安全本部が「産業災害発生率ゼロに挑戦する」のに、『定量的危険性評価』という新しい産業安全診断計画を立てた。既存の慣性化された労災予防のやり方から脱して実質的な改善を図るよう努力するというものである。

産業安全危険性の評価は潜在する危険要因を危険度が大きい順に重点管理するために行うものである。2000年に韓国労総産業安全研究所に入ったキム・カンイル責任研究員は6年間これをやってきた。そしてこの間の成果を整理し、今年から『定量的危険性評価』を始めることにした。キム・カンイル責任研究員に定量的評価とそれを行うようになった理由について聞いた。

「定量的危険性評価とは、潜在的な危険要因が事故に発展する頻度(回数)と強度(どんな規模で起きるか)を評価し、危険度が許容できる範囲なのかどうかを評価する体系的な方法を言います。産業災害の要因になる有害と危険の程度を、災害の重大性とその発生可能性に着目し、定量化(数値化)して具体的に評価します。また危険性のレベルの評価結果を基礎にし、改善措置の必要性を検討して、優先順位を付けて減少対策を用意することを主な目的にします」。

「各事業場は機械と器具に依拠した産業安全診断評価をして、1回性の支援にとど

まっており、全体的な安全よりも指摘されたその事案に対してだけ用心するケースが多くだったので、事業場全体の危険性の程度、工場別の危険性の程度を知らせてやることが必要だと思いました。そうしてこそ各事案別ではない、事業場全体の安全性を確保することができる」。

「1年に約50～60の事業場に対する『定量的危険性評価』の安全診断を行っています。韓国労総の事業場でなくても、申請さえすれば受けることができ、韓国労総産業安全研究所が国庫の支援金に運営されているので、診断費は無料です。産業災害が起った事業場は産業安全公団に費用を出して安全診断を受けなければならないので、この点は長所だと考えられます」。

「私たちが安全診断をする所はほとんど中小企業です。国庫支援を受けて無料ですので、零細事業体に主に行きます。しかしこのような小さな事業場は産業災害予防に対する意識が低く、むしろ補償の方にだけ関心が高いのが実情です。しかし怪我をした後にお金をもらってどうしますか。産業災害は予防が最優先です。その面では労組や事業主の意識転換がどうしても必要だと思います」。

2006年5月26日 毎日労働ニュース



アスベスト報道ダイジェスト 2006年5月

5/2 ニチアスと竜田工業は、石綿を扱っていた工場の周辺住民に救済金を支払う制度を創設。年齢に応じてニチアスは1500万-3000万円、竜田工業は1000万-2000万円。ニチアス周辺で2人、竜田工業周辺で3人の計5人が対象となる見込み。

5/6 神戸・阪神地域のアスベスト被害者の元造船労働者や家族らが、「造船・鉄鋼アスベスト被害者の会」を発足させた。

5/7 中皮腫患者4人の労災申請を支援した兵庫県芦屋市に、労災認定後、労災保険側から同市の国民健康保険財政などに1100万円の医療費が返還された。石綿被災者支援と国保財政寄与という一挙両得の取り組みだ。

5/10 総務省は全国の公立学校・病院や自治体庁舎、警察署などの公共施設のアスベスト使用状況の調査結果をまとめた。調査が終了した39万9091カ所のうち、1.4%の5486カ所で、石綿の除去が行われていなかつた。

中皮腫で死亡した878人に対する厚生労働省の追跡調査で、職業歴などが判明した173人の約74%にあたる128人が石綿を扱う仕事に従事していたことが分かった。岡山労災病院の岸本卓巳副院長が仙台市での日本産業衛生学会で発表。就労期間の平均は約30年で、潜伏期間は平均43年。

5/11 アスベスト被害者救済新法で、遺族からの申請で尼崎労働基準監督署は14件に、室蘭労働基準監督署は1件に特別遺族一時金などを支給することを決めた。

5/12 クボタの旧神崎工場周辺住民にアスベストによる健康被害がでている問題で、幡掛大輔社長は同社の救済金制度の支給条件について、「1キロ以内に限るのでなく、これを超えて発症した例に関しては、今後精査して対応を決める」と、圏外の遺族や患者への支給も検討する意向。

5/13 アスベストによる健康被害を受けたとして、旧日本エタニットパイプが香川県高松市内で操業していた石綿管製造工場の元社員ら28人が、後身企業のリゾートソリューションに対する損害賠償請求団を結成。損害賠償を請求することを決め、6月9日に元社員らが同社本社に謝罪と補償交渉を申し入れた。

5/14 大阪府南部の泉南地域にあった石綿関連工場の元従業員と近隣住民ら計8人が、国を相手に慰謝料などの国家賠償を求める全国初の集団訴訟の原告団を結成した。

5/20 中皮腫の治療薬について、米国系製薬会社の日本イーライリリーは6月下旬にも厚生労働省に製造販売を承認申請する方針。順調にいけば来年には発売される見通し。

群馬県産業支援機構は、セメント混合の吹き付けアスベスト材をより低温、省エネルギーで分解できる装置の実用化に成功した。

5/21 クボタで、3月末までに元従業員ら33人が中皮腫や肺がんなどで死亡していたことが新たにわかり、同社の石綿関連による死者は109人と

なった。うち旧神崎工場は104人で、療養中の元従業員も含めるた累計は132人。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の奈良支部の設立総会が、王寺町で開かれた。ニチアス王寺工場と竜田工業の周辺住民や元従業員ら約50人が出席し、会社側との補償交渉を、一致団結して行うことなどを申し合わせた。

5/22 ニチアスの王寺工場と竜田工業が実施した健康診断で、受診した周辺住民202人のうち35人が、胸膜肥厚斑などと診断されていた。

5/23 ニチアスの王寺工場と子会社の竜田工業の健康診断で、胸膜肥厚斑などと診断された周辺住民は新たに30人増え、計65人となった。ニチアス21人、竜田工業44人。竜田工業は、独自の健康診断手帳を発行し、年1回無料で健康診断を受けてもらう。

5/24 中皮腫について、国立がんセンターが中心になって、医師が患者情報を報告する症例登録制度を整備する。蓄積されたデータをもとに、川崎医大や兵庫医大などが、治療法向上や早期診断法の確立に取り組む。

5/25 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の四国支部の結成総会が、新居浜市内であった。医療相談や労災認定の支援など協力して取り組むことを決めた。四国は全国で10番目の支部。

神戸港で長年、アスベストの荷役作業に従事してきた日雇い労働者10人が集団労災申請し、兵庫労働局側がうち8人分について、労災の適用基準となる症状の程度を、元荷役の主治医より軽く決定していたことが分かった。8人は厚生労働相あてに不服申請した。

5/26 国がアスベスト対策を怠ったために健康被害を受けたとして、大阪府南部の泉南地域に集中していた石綿関連工場の元従業員と遺族ら計8人が、慰謝料など総額約2億4400万円の国家賠償を求める集団訴訟を大阪地裁に起こした。石綿被害の行政責任をめぐる集団での国家賠償訴訟は初めて。原告は64-79歳の元従業員4人と死亡した元従業員と周辺住民の遺族4人。

環境再生保全機構は、アスベスト被害者救済法に基づく給付金の対象者として、遺族64人を認定したと発表。同法による認定第一号で、施行前に中皮腫で死亡した人の遺族。

5/30 中皮腫などで05年度に労災の請求をした人が1796人で、前年度の9倍近くに急増。中皮腫は請求が7.3倍に増え、認定数も722人と前年度の4倍近く。

5/31 全国の労災病院を運営する労働者健康福祉機構の調査で、アスベストが原因の患者のうち、CTなどの画像で胸に特有の影が確認できたのは6割程度ということがわかった。労災の認定を受けるにはこの影を確認することが必要とされており、専門家は認定基準の見直しを検討する必要があると指摘。

5月の新聞記事から

5/4 増える過労死対策のため、厚生労働省は過労による労災認定者を出した企業は重点的に調査し、労働安全衛生面で法違反があれば書類送検など厳しい処分をする方針を決め、全国の労働基準監督署に通達を出した。

5/8 自動車メーカーのスズキ社員だった長男が自殺したのは過労が原因として両親が同社に損害賠償を求めた訴訟で、地裁浜松支部の和解勧告を受けた協議が同支部であり、スズキ側は過失を認めると和解には応じず、7月に結審となった。

5/9 福井労働基準監督署は、昨年7月に急死したリヨービ販売の福井営業所長を過労死として労災認定した。福井県内での過労による労災認定は、03年以来5件目。

午前7時25分ごろ、大阪府太子町の太子土木産業敷地内で、とめてあった無人の3トントラックが動き出して坂道を下り、駐車中の別のトラック後部に衝突。別会社の社員2人が、2台の車両の間にはさまれ、死亡した。

5/10 午前5時ごろ、熊本市の市道で、1人でごみ収集中の作業員がごみ収集車と民家のブロック塀に挟まれ死亡。現場は坂道で、サイドブレーキは引かれていた。

子供を預けた保育所で、子どもがうつぶせに寝かされていたことに腹を立て保育士らをけるなどしてけがを負わせたとして、埼玉県警川口署は、私立高校英語講師を傷害容疑などで逮捕。

5/12 午前9時半ごろ、鹿児島市の「パソ児童館」の新築工事現場で、2階の屋根で防水シートを取り付けていた建設作業員の男性が、誤って屋根から2階の床に転落して頭を強く打ち死亡した。

炭鉱で働いてじん肺になった患者など57人が、国を相手取り損害賠償を求めた西日本石炭じん肺訴訟は、熊本地裁で原告17人が和解した。

5/13 福岡市で開かれた日本精神神経学会で、企業で働く産業医の7割が、従業員から自殺をうかがわせる相談を受けていると、産業医科大学の中野英樹助手らがアンケート調査結果を発表。多くの事業所はメンタルヘルス対策に苦慮している。

5/17 中部電力社員の夫がうつ病になり自殺したのは業務が原因として、妻が遺族補償年金を不支給とした処分取り消しを求めた訴訟の判決で、名古屋地裁は労災と認めた。環境設備課で勤務していた男性は主任に昇進後、勤務時間が長くなり、上司からほかの社員の前で怒鳴られるなど心身の負担が重くなつてうつ病となり自殺した。

5/19 午前7時ごろ、北九州市の新日本製鉄八幡製鉄所敷地内の貯炭場で、石炭をベルトコンベヤーに乗せるホイルローダーを従業員が操作中、ホイルローダーのアームが折れ曲がり、その衝撃で運転席が壊れ従業員が鉄柱などに挟まれ死亡。

5/21 厚生労働省によると、一度に3人以上が死傷した重大な労災事故は、昨年度は265件に上った。重大な労災事故は、20年前と比べるとおよそ120件、85%増、労災事故で死亡者数は1514人。

午後10時30分ごろ、松阪市のサークルK松阪梅村通り店で男が、カウンターにいたアルバイト店員に果物ナイフを突き付け、金を要求、店長ら3人で取り押さえ際にアルバイト店員が左ひじに軽傷を負った。

5/22 国土交通省は10月から全国の鉄道事業者

に対し、技術部門の実務経験者を「安全統括管理者」として取締役に就任させることを義務づける。統括管理者が適切な対応を取らない場合は国が解任を会社に命じることができる。7月をめどに鉄道事業法の関連省令を改正する方針。

午後1時55分ごろ、東京都の羽田空港沖を航行していたケミカルタンカーで、液体のベンゼンを陸揚げした後、タンク清掃中の乗組員3人が倒れ、病院に運ばれたが間もなく死亡した。

神戸製鋼所は、兵庫県加古川市と神戸市灘区にある製鉄所で2001年から5年間にわたり、ばい煙について、国の環境基準を超える窒素酸化物などを放出していたと発表。自治体には基準内と偽って報告していた。

九州の炭鉱で働きじん肺になつた患者ら計287人が国と企業に損害賠償を求めた「西日本石炭じん肺福岡訴訟」で、原告30人と国の和解が福岡地裁で成立。国は原告1人につき477万～916万円、総額約9300万円を支払う。

5/24 上天草市の渡辺鉄工所と同社代表取締役を労働安全衛生法違反で書類送検。3月8日、同社の船舶展示場で、安全措置をしないまま同社社員をフォークリフトで持ち上げたパレットに乗せるなどし、社員はパレットから墜落し死亡した。

5/25 午前3時半ごろ、京都府亀岡市の国道9号で、道路工事に伴う看板などを路上で撤去していたガードマンが、トラックにはねられ死亡した。

日本原燃は、青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場で、廃液の分析作業をしていた男性作業員が体内にプルトニウムを含む放射性物質を取り込み被曝したと発表した。「極めて微量で健康への影響はない」としている。同工場で作業員が体内被曝したのは初めて。

5/26 削岩機などの使用で振動障害と診断されたのに労災補償されなかつたとして、佐伯市内の男性が国に労災不支給処分取り消しを求めた裁判の第1回口頭弁論が、大分地裁であった。また同日、大分市内の元土木作業員の男性ら3人が同様の訴えを同地裁に起こし、さらに全日本建設交運一般労組の組合員5人も今後提訴する方針。

5/27 午後3時45分ごろ、さぬき市の「味の素冷凍食品」四国工場で、発電機制御盤の搬出作業をしていた外注の作業員が倒れた制御盤の下敷きになり、頭を強く打って間もなく死亡した。

5/31 午後2時20分ごろ、茨城県神栖市の鹿島コンビナート内で合成ゴムを製造している日本ブチル鹿島工場で、工場の定期修理中に臭素が漏れだし、工事関係者や従業員計44人が目の痛みや気分の悪さを訴え、病院に搬送された。

茨城県や福島県の炭鉱で働き、じん肺となつた患者と遺族71人による「東日本石炭じん肺訴訟原告団」が国に対し損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が水戸地裁であり、国側は和解協議に応じる方針を示した。

過労により「脳・心臓疾患」を発症した労働者のうち、2005年度に労災の認定を受けた人は04年度と比べて12%増え、過去最も多い330人に上ったことが厚生労働省のまとめ分かった。労災請求した人は869人で認定された330人のうち、「過労死」は157人。また、「精神障害」で労災に認定された人は127人。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパー・リリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104
	女	DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー	ウェスト	56-65	65-85	85-100	100-110
	-	(ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259